

## 8.5 自然との触れ合い活動の場

## 8.5.1 調査事項

調査事項は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表8.5-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度</li> <li>・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度</li> <li>・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度</li> </ul>
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置計画</li> <li>・工事用車両の走行の状況</li> <li>・建設機械の稼働状況</li> </ul>
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。</li> <li>・排出ガス対策型建設機械を使用する。</li> <li>・計画地周辺までの工事用車両の走行ルートは、アクセス性への配慮のため主に一般国道 357 号線（湾岸道路）及び都道 318 号環状 7 号線（環七通り）等の幹線道路を利用する。</li> <li>・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画である。</li> <li>・大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路等を占用して工事を行う場合には、迂回路を設定し、公園内の施設へのアクセス経路を確保する。</li> <li>・工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める計画である。</li> <li>・大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。</li> </ul>

## 8.5.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## 8.5.3 調査手法

調査手法は、表 8.5-2 に示すとおりである。

表8.5-2 調査手法

調査事項	自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	
調査時点	工事の施行中とした。	
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

#### 8.5.4 調査結果

##### (1) 調査結果の内容

###### 1) 予測した事項

###### ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施に伴い、第一球技場計画地内の一部において既存樹木が伐採されたものの、その他の既存樹木を保存するとともに、常緑広葉樹の移植を行った。

第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備する計画であることから、整備後に確認を行い、今後のフォローアップ報告書において報告する。

なお、第二球技場は、既存施設の改修のみを行ったため、自然との触れ合い活動の場の大きな改変はなかった。

###### イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に当たっては、大気汚染及び騒音・振動低減のために、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用、不要なアイドリングストップを行った。また、工事の状況等について管理事務所に掲示するとともに、東京都ホームページで周知した。

###### ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

東京モノレールの大井競馬場から計画地までの利用経路は、マウントアップ形式やガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、工事前からの変化はない。

工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、また、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な迂回路を設定し、一般歩行者の利用経路を確保した。

###### 2) 予測条件の状況

###### ア. 施設配置計画

計画建築物の状況（位置、形状、高さ等）は、「4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 4.2 内容」（p. 8～11）に示したとおりである。

###### イ. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行の状況は、「4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 4.2 内容」（p. 17～18）に示したとおりである。

###### ウ. 建設機械の稼働状況

建設機械の稼働状況は、「4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 4.2 内容」（p. 16～17）に示したとおりである。

## 3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.5-3 に示すとおりである。

自然との触れ合い活動の場に関する苦情はなかった。

表8.5-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。</li> </ul>	<p>朝礼等を通じてアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示を行い、周知・徹底を図った。(写真8.5-1)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス対策型建設機械を使用する。</li> </ul>	<p>建設機械の選定にあたっては、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」に適合した排出ガス対策型建設機械を使用した。(写真8.5-2)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地周辺までの工事用車両の走行ルートは、アクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）等の幹線道路を利用する。</li> </ul>	<p>工事用車両は主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）を走行することとし、計画地周辺のアクセス性に配慮した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画である。</li> </ul>	<p>工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置した。(写真8.5-3)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路等を占有して工事を行う場合には、迂回路を設定し、公園内の施設へのアクセス経路を確保する。</li> </ul>	<p>大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路等を占有する場合には迂回路の設置や道路保安用品の使用により公園内の施設へのアクセス経路を確保した。(写真8.5-4)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める計画である。</li> </ul>	<p>工事施工ヤードには高さ3mの鋼製仮囲いを設置したほか、低公害型の建設機械や工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努めた。(写真8.5-2, 5)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。</li> </ul>	<p>工事の実施に伴う公園施設の休止期間、利用再開時期等についてスポーツの森管理事務所に掲示したほか、東京都や公園指定管理者のホームページで広く周知を行った。 (写真8.5-6)</p>



写真 8.5-1 アイドリングストップの掲示板



写真 8.5-2 排出ガス対策型のステッカー



写真 8.5-3 交通整理員

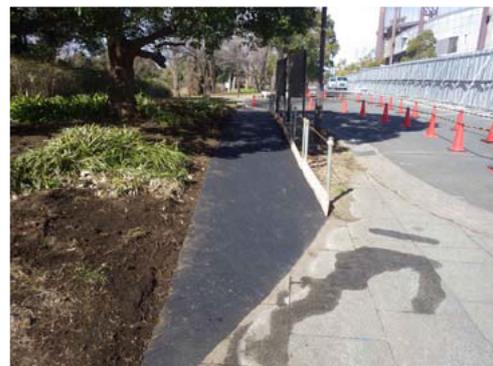


写真 8.5-4 迂回路、道路保安用品設置



写真 8.5-5 仮囲い



写真 8.5-6 お知らせ看板

## (2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

## 1) 予測した事項

## ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

フォローアップ調査では、既存樹木の一部伐採が確認されたものの、既存樹木の保存や常緑広葉樹の移植により可能な限り自然との触れ合い活動の場の保全を行っていることを確認した。

以上のことから、予測結果と同様に周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持されたものとする。

なお、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備する計画であることから、整備後に現地確認及び緑化図による確認を行い、今後のフォローアップ報告書において報告する。

## イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

フォローアップ調査では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴うミティゲーションの状況を確認した。また、工事の状況は掲示板等で周知されており、工事中においても、工事区域以外の園内における自然との触れ合い活動は継続されていた。

以上のことから、予測結果と同様に周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持されたものとする。

なお、第一球技場計画地外周部は、大会終了後に芝生地等として整備する計画であることから、整備後に現地確認及び緑化図による確認を行い、今後のフォローアップ報告書において報告する。

## ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

近接する駅からの大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森及び計画地への利用経路は、マウンタップや横断防止柵により歩車道が分離されている。また、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内における工事用車両の走行ルートは、極力、公園利用者の経路と重複しない位置とし、一部重複する区間については迂回路の設置や道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策を行った他、工事用車両の出入口には交通整理員の配置することにより、自然との触れ合い活動の場への利用経路に及ぼす影響を極力小さくしている。

以上のことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されているものとする。